小学校に係るものの額に相当する額

L_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0010
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0010

L_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00084
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00080

M_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びにBにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

N_{12}＝0.0202

N_{13}＝0.0204

N_{14}＝0.0189

N_{15}＝0.0119

N_{16}＝0.0212

N_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0144
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216

L_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0010
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0010

M_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びにBにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

N_{12}＝0.0202

N_{13}＝0.0204

N_{14}＝0.0189

N_{15}＝0.0194

N_{16}＝0.0214

N_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0144
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0217